

日本帝國主義史

I 第一次大戰期

大石嘉一郎編

東京大學出版會

第七章 労資関係

本章の課題は、第一次大戦期の賃労働のあり方を労資関係に焦点をあてて検討することである。問題の所在を明らかにするために、最近の研究に関する論点を述べておくことにしたい。

この時期の労働問題研究の主要な論点は、一九一七年を画期とする労働争議の急増の意味を捉えることにあったと言つてよい(1)。その場合、民衆運動史や反体制運動史の視点からは、日露戦後の都市民衆騒擾の頂点ともいふべき米騒動を契機に、諸階層の利害状況の分化、分裂に伴い、労働運動・小作争議などの運動がそれぞれ固有の主張を掲げつつ組織性を高めていったことが注目されている(2)。とくに労働運動は大規模な争議が組合の関与によって発生し、短期間に団体交渉権獲得要求を掲げるまでに成長したことを通して諸運動の中核的位置を占めていた。しかも、この労働運動の成長を推進力の一つとしながら、普通選挙に結実するデモクラシー要求を結集軸として、諸階層の運動のゆるやかな連帯が可能となっていた。従つて、問題はこうした運動状況にあつて労働運動が独自の位置を占め得た根拠が何であり、また、その限界がどこにあつたかを明らかにすることである。そのためには、この時期の労資関係の変化をもたらした諸条件を明らかにしていかなければならない(3)。

この点では、労働力市場の急拡大(「売手市場化」、生活費の暴騰による実質賃銀の低下などの労働条件の悪化、ILOに象徴される国際的条件の変化などの重要性が繰返し指摘されている。これらの条件に基づいて労働運動が高揚し、労働者組織の拡大と活性化による労働争議の頻発が労資関係再編の契機となった。間接的管理体制から直接的管理体制への転換が進展し、工場委員会制に象徴される「協動的」労資関係が形成されていったのである。こうした

第1表 労働者の部門別構成 (千人, %)

	日本(1914)		日本(1920)		ドイツ(1907)	
	千人	%	千人	%	千人	%
重化学工業	624	29.5	907	35.6	3,421	39.8
鉱山・金属	432	20.4	529	20.7	903	10.5
機械器具	99	4.7	257	10.1	700	8.1
軽工業	756	35.8	1,024	40.1	3,585	41.7
織	568	26.9	820	32.1	857	10.0
土木建築	733	34.7	621	24.3	1,587	18.5
合計	2,113	100	2,551	100	8,593	100

『工場統計表』1914年, 『本邦鉱業ノ趨勢』1914, 20年, 『工場監督年報』1920年, 武田隆夫編『帝國主義論上』東京大学出版会, 1961年, 212頁。 鉱山・金属には官営工場をふくむ。土木建築(日本)は原朗推計による。

第2表 職業紹介成績 (人, %)

	求人数	求職数	求職倍率
1911	1,768	896	197.3
12	6,124	6,089	100.6
13	5,587	5,932	94.2
14	5,386	7,965	67.6
15	6,460	9,211	70.1
16	5,532	6,961	79.5
17	10,977	5,765	190.4
18	11,406	4,722	241.6
19	13,036	5,798	224.8
20	21,458	14,850	144.5
21	91,491	70,435	129.9

東京市社会局『東京市職業紹介所紹介成績』1927年3月, 2-3頁。 女子の求職数は, 20年まで400人を超えず, 全体の動向は男子労働者の動向を表現している。

就業構成の変化の特徴については次章でもふれられるので, ここでは土木建築労働者を含めた労働者の構成について, ○七年のドイツと対比した特徴を指摘するにとどめたい。第1表のように, 製糸・紡績女工を中心とする織維工業、

でもあった。就業構成の変化の特徴については次章でもふれられるので, ここでは土木建築労働者を含めた労働者の構成について, ○七年のドイツと対比した特徴を指摘するにとどめたい。第1表のように, 製糸・紡績女工を中心とする織維工業、加率(一・五六倍)と大差なかった。第二次産業の就業者数の増大は、工場労働者の急増によるものであったと同時にその周辺に労働力市場が拡大した結果でもあった。

把握は大筋で承認してよいであろう。しかし、労働力市場や実質賃銀の動向には、通説的理解では説明できない問題点が後述するように残されており、そこに、大戦期の労資関係の動揺を説明する鍵の一つを見出すことも不可能ではないように思われる。第一次大戦の衝撃が日本資本主義の蓄積構造の変容に重要な意味を持っていたとすれば、先行する諸研究を継承しながら、改めて大戦期の労資関係を論ずることも無意味ではないであろう。帝國主義的経済構造の形成について、賃労働の側面から検討を加えることで新たな論点を提示できると思われるからである(4)。

1 就業構成の変化

第一次大戦期が就業構成の大規模な変動期であったことはよく知られている。梅村又次の推計によれば(5)、一九〇六―四〇年間の各五年平均でみると、一九一五―二〇年に就業構成の変化率が、第一次・第二次産業ともに最大であった。とくに農林漁業者の減少は八・四%と極めて大きく、これに対応して機械器具工業の八三%を筆頭に製造工業全体で三二%の増加を示し、就業者が第一次産業から第二次産業へと大きく移動したのである(第八章第3表参照)。戦前期の階級構成を推計した原朗は、一四―二〇年の階級構成についても「全体として中間層・被支配者層の構成比はむしろ安定的であった」と評価しているが、その推計結果によっても、中間層内部における農林漁業者の減少と商工自営業者の増加、被支配階層内部における農林漁業者の減少と労働者の増加という、この時期の構成変化は、一九二〇年代、三〇年代よりも急速であったことは承認されている(6)。第一次大戦の影響はそれほど広範なものであった。第二次産業の就業者数の増大は、労働者数の増加と自営業者などの中間層の増大の両面から生じていた。就業者数は製造工業で三三〇万人から五〇四万人に一七四万人増加し、このほか鉱業、土木建築業で各九万人、ガス・電気業

で四万人の増加となっていた(7)。増加数の八七%が製造工業であったが、この間、官営工場を含めた工場労働者数は一九六万人から三二二万人と一一五万人増加していたから、増加の三分の一が職員などの中間層と自営業者や雑業的労働者の増加によるものであったと推定される(8)。原朗推計から自営業者などを拾うと、鉱工業自営二五万人、鉱工業職員一七万人、自営業(鉱工業)二四万人の増加が算出され、それぞれの増加率は一・五倍前後で労働者の増

第3表 職工の前職調査 (1917年)

	農商務省調査				内務省			
	新設工場		拡張工場		合計		鉱山	
農業	103,430	41	72,504	37	309,951	32	101,946	28
商業	12,529	5	8,290	4	51,509	5	18,772	5
工業	80,321	32	54,771	28	331,357	34	147,437	40
その他	11,419	4	18,581	9	83,748	9	39,918	11
無職	45,899	18	42,365	22	101,907	10	40,819	11
計	253,598	100	196,511	100	973,697	100	367,387	100

農商務省工務局『時局ノ工場職工ニ及ボシタル影響』1919年、内務省警保局『各種工場鉱山労働者状況調』による。

鉱山業、日雇労働者を中心とする土木建築業など、日本では特定の部門への労働者の集中が顕著であった。しかし、第一次大戦期に機械器具の増加、土木建築の減少がみられ、全般に重化学工業の比重が増大して、〇七年のドイツに類似した構成に近づきつつあった。それは、大戦期の日本における労働者の量的拡大の意味を示唆するものと言えよう。

2 労働力需要の増大

就業構成の変化は、製造工業における労働力需要の増大を起動力としていた。その点を立ち入って検討すると、時期により部門により多少の相違が認められる。

梅村推計による就業者ベースでは、製造工業男子で一四一五、一七一八年にそれぞれ三〇万人増加し、女子で一四一五年に三十一万人増加したほかは、ほぼ各年とも一〇万人前後の増加をみせている(9)。

(人, %)

省 調 査					
染 織		造 船 鉄 工		そ の 他	
138,660	46	44,805	20	24,540	29
14,334	5	12,335	5	6,068	7
73,282	24	96,119	44	14,519	17
13,566	5	21,749	10	8,515	10
25,338	8	23,591	11	12,159	15
37,378	12	21,424	10	17,928	22
302,558	100	220,023	100	83,729	100

者状況調』による。

しかし、このうち大戦初めの増加は、一三一一四年に就業者数が減少していたことの影響が大きかった。工場労働者(一〇人以上工場)についてみると、一三一一四年に男子で五万七千人、女子で五千人減少し、一三年の工場労働者九一万六千人を超えるのは一六年になってからのことであった(10)。少くとも、一四年には経済界の混乱に対応して労働力市場も縮小し、失業増加による生活難が表面化していた。とくに、「各工場トモ一般ニ生産費節約ノ為メ高給ノ男工ヲ解雇シ低給ノ女工ヲ使用スルニ至レル結果」男子労働力において、失業増加が大きかったのである(11)。そのため、例えば一四年一二月下旬に東京市商工会は、失業者救済のための土木事業を行うことなどの要望を決議し、関係官

庁に陳情していたほどであった(12)。

労働力需要は、一五年に入ると回復基調に転じるとはいえ、この場合も需要増大のテンポは女子労働力において高く、大阪府の調査によると(一五年五月末現在)、一万一六〇九工場の労働者数は前年同期比で約一万六千人(二二・三%)増加していたが、うち一万一千人は女子(二〇%増)で、男子(六%増)をはるかに凌いでいた。これも低賃銀の女子労働力が好まれたためという。こうして「男子ナラバ二三才迄ノモノハ賃銀ノ低キヲ意トセザルトキハ何処カニ就職ノ途アレドモ三十歳前後ノモノハ殆ンド職ヲ見出スコト能ハズ、之ハ全ク賃銀ノ不廉ノモノノ需要無キヲ証スルモノ」という状況が依然として続いていた(13)。開戦から一年余り、労働力市場は急速な縮小を含めて、労働者にとって極めて不利な状況であった。

労働力市場において、需要の急増に対応して逼迫感が強まってくるのは、一五年夏以降のことであった。ロシアからの大量の軍需品注文がきっかけとなって工業界が急速に活気を取り戻し、一転して労働力市場は「売手市場」の様相を呈し始めた。この点を部分的な史料であるが、東京の職業紹介成績から確認しておこう。第2表によれば、紹介事業の拡大に伴い求人数は増加傾向にあったが、求職者は一五年をピークに一八年まで減少し、求職倍率は急速に好転した。しかも、求人申込のうち一割を占めるに過ぎなかった「職工」は、一六年から三割を超え、工業部門の労働力需要増大が労働力市場を様変りさせたことを如実に示していた(14)。

第5表 対現住人口比率(万分比)
の高い府県

東 京	大 阪	
	男	女
山梨	119	66
群馬	65	53
新潟	54	40
栃木	49	35
千葉	46	34
茨城	43	33
埼玉	36	31
東京	35	29
神奈川	35	29
山梨	31	24
平均	17	32

前表と同じ。

これに加えて、労働力市場の逼迫感を強めたのは、とくに女子労働力において工場法による保護規定が施行され、若年者の保護を目的とした就業の制限が実施されたことであった。そのため、一五歳未満の女子労働力に依存する割合の大きかった繊維工業では女工募集の困難が増加した。繊維工業における一五歳未満女工の比率は、一六年の一九・五％(二〇万五千人)から一八年の八・三％(一二万人)に低下していった¹⁹⁾。そのため、通勤女工比率の高いと推定される中小工場に比べ、大規模な製糸工場や紡績工場では広い地域に募集活動を強化しなければならなかった。しかも、広域募集に対して県外者の募集活動を制限する府県規則が

るにつれて、労働力の追加的供給の多くは、都市下層から農村へ依存することになった。一五年末には、例えば東京で「例年ナレバ本所、深川付近ノ木賃宿ニ飢寒ヲ凌ギ兼ヌル労働者少カラザル時節ナレドモ、近来各工場ヨリ日々多数ノ雇傭申込アルコトトテ就職頗ル容易ニシテ糊口ヲ凌グ能ハザルガ如キモノ殆ンド無シ」という状況が報告されていた。また、大阪でも職工の欠乏から「最近陸揚人夫其他ヨリ之(職工)ニ転スルモノ多ク為メニ貨物ノ陸揚頗ル渋滞スルニ至レリ」と報告されていた¹⁶⁾。労働力需要の増大に伴い、都市下層の不熟練労働力の「職工化」が進むなかで、従来以上に農村からの労働力流出に依存せざるを得なくなっており、「農民の職工化」が急速に進んだ¹⁷⁾。東京職業紹介所の求職者について、来所時の上京後経過期間をみると、一五年には四分の一を占めた三年以上が一六年から一七年には約一割に減少し、反対に一カ月以内が二八％から四六％に急増した¹⁸⁾。都市の潜在的失業者のプーと言われる雑業層は、急激な労働力需要の増大に対応するには不十分であり、農村から都市への急速な労働力移動を不可避としたのである。

第4表 東京・大阪への流入者の地域別構成 (%)

	東 京 (男女計)				大阪 (1919)		現住人口比率(1920)	
	1919	1920	1921	1920*	男	女	東 京	大 阪
北海道	3.4	1.8	2.3	1.6	0.3	0.1	1.20	0.87
東北	11.7	12.6	12.6	12.5	0.8	0.4	4.54	0.59
関東	41.7	38.3	33.0	30.1	2.0	0.6	5.29	1.05
東山 ^{b)}	11.0	16.6	14.2	22.0	1.1	0.5	6.54	1.86
東海 ^{c)}	6.4	8.4	6.6	9.0	2.3	1.3	2.75	3.38
北陸	4.6	3.8	5.1	3.9	6.9	8.0	2.87	29.46
近畿	8.9	8.0	8.6	7.8	53.5	36.1	1.34	45.12
中国	3.8	4.2	5.4	5.0	11.6	12.9	1.31	20.33
四国	2.1	1.8	2.8	2.1	12.1	13.4	0.91	34.34
九州	5.0	4.2	8.4	4.8	9.4	26.7	0.75	15.70
全国計	100	100	100	100	100	100	2.77	32.78
調査数(人)	5,978	15,482	29,234	8,089	49,692	33,794	15,482	83,486

『東京府職業紹介所紀要』1920/21年、22年、『東京市社会局年報』1920年、「雇傭関係成立前の事情」(大阪市役所労働調査課『労働調査報告』第9輯)による。

東京は紹介所来所者の調査であるため、移動人口を反映する度合いが強いが、大阪は職工として在職するものの原籍であるため移動の累積結果を示している。

a) は農村出身者、b) は新潟・山梨・長野、c) は静岡・岐阜・愛知。

現住人口比率は、職工原籍地府県の現住人口1万人に対する調査職工数。東京と大阪では対象数が違うので両地域の比率をそのまま対照することには意味がない。

労働力需要の増大は、同種産業内における「職工争奪」の激化をもたらすと同時に、都市雑業層などから工場労働者への転職を促すなど労働力市場を流動化させていった。一七年九月末の調査によると、鉱工業労働者の「前職」は、プームの中心になった造船鉄工業や鉱山業において「同種鉱工業」からの転職者が比較的多く、全体の四割を超えていた(第3表)。もともとこれらの部門では「渡り職工」「渡り坑夫」に示される横断的労働力市場が存在していたことも背景となっていたが、労働力需要の増大がとりわけ熟練労働力不足として出現し、同種産業内の移動率を高めたと考えられる。この点は、すでに三菱神戸造船所の事例によって具体的に示されている。中西洋によれば、同所の新規雇入者は一六一一年に五千人前後に達したが、その約六分の一は川崎造船所からの移動者であった¹⁵⁾。こうした同種産業内の激しい労働力争奪は、賃銀の名目水準を押し上げる条件となった。

都市における工業労働力の賃銀上昇圧力が強ま

第6表 農村出身者の地位

		戸主	長男	次男	三男以下	その他	計
1920	配偶者	1,411	1,620	567	350	35	3,983
	单身者	673	437	1,951	973	72	4,106
	小計	2,084 (25.8)	2,057 (25.4)	2,518 (31.1)	1,323 (16.4)	107 (1.3)	8,089 (100)
1921	配偶者	1,047	964	1,109	668	394	4,182
	单身者	1,075	2,396	2,963	2,383	596	9,413
	小計	2,122 (15.6)	3,360 (24.7)	4,072 (30.0)	3,051 (22.4)	990 (7.3)	13,595 (100)
1922	配偶者	2,765	1,027	963	426	497	5,678
	单身者	2,540	3,791	5,710	3,355	2,467	17,863
	小計	5,305 (22.5)	4,818 (20.5)	6,673 (28.3)	3,781 (16.1)	2,964 (12.6)	23,541 (100)

『東京府職業紹介所紀要』1920/21, 22年による。

少くとも一三府県で制定されており、募集業務を制約していたから、工不足の感は一層強かったのである⁽²⁰⁾。もちろん、工場法の制定は労働能率の向上を通して労働力需要の増大を緩和する意義をもっていたが(後述)、大戦期に女子労働力の不足がたびたび問題となる理由の一つは、その若年労働力保護にあったと考えられる。

言うまでもなく、「農民ノ職工化」は都市近郊から始まったが、募集の広域化もあって次第に全国化していった。一九二〇年ごろの東京では職業紹介所来所者の一二%が東北諸県、一五%前後が東山諸県などの出身者で、高等小学校卒業以上の学歴を有する二〇歳代の男子が過半を占めていた⁽²¹⁾。大阪については、工場在籍者の原籍地調査から推定される出身地域は近畿諸県が過半を占めるとはいえ、中国・四国・九州の出身者がそれぞれ一割前後に達し、西日本全域に及んでいた(第4表)。とくに注目すべきことは、現住人口比率では四国の三県、北陸の三県、山陰の二県と、鹿児島(女子)の流出者比率が高かったことであろう(第5表)。労働力市場の拡大は、明らかに周辺の後進的で賃銀水準の低い地域をまきこんで都市への労働力の集中を促していた⁽²²⁾。

移動の広域化のなかで次に注目すべきことは、都市に流入する男子労働力について、二〇年の東京の調査では農村出身者の四分の一が戸主(うち有配偶者六七%)、同じく四分の一が長男(同七八%)で、次男・三男の流入という特徴を見出し得ないことである。有配偶者が全体の四

九%に達することを考慮すれば、この時期の労働力移動には「出稼型」というよりは「挙家離村」という性格が強かったと言える。二〇年七月の大阪における調査も、対象となった男子工場労働者六五七人のうち、郷里における家族構成から長男と推定される者(兄弟のいない男子、兄のいない男子)が二八六人(四四%)に達することを明らかにしている⁽²³⁾。大戦前についての同様の統計を欠くので、大戦期の特徴とは断言できないが、大戦期の労働力需要の急増は、農村の広い範囲にわたって「挙家離村」を促すほどの吸引力を持っていたのである。

さらに、労働力の追加的供給は植民地朝鮮からの労働力流入によっても実現された。大戦期に、日本人の中国を中心とする海外進出が活発化する一方で、低賃銀労働力の給源としての植民地の意義が高まった。朝鮮人の多くは北海道・九州の炭坑や、関西の染織・造船機械工場に就業していた⁽²⁴⁾。

こうして新しく労働力市場に投入された労働力を含めて、極めて流動性の高い市場が存在していたのである。

3 休戦反動後の労働力市場

第一次大戦の終了は、戦時の温室的な条件下での産業発展を中断させ、一八年末には失業の増大が懸念されるに至った。三菱合資の調査は「開戦前我国ノ労働者総数ハ約八十万ニ過ギザリシガ現今ニ於テハ工業ノ勃興ニ連レテ約百四十五万ニ膨脹セリ、其内約五六十万ノ労働者ハ本年末ヨリ大正八年初メニ掛ケテ職ヲ失フニ至ルベシ」と予想していた⁽²⁵⁾。実際、部門によっては休戦を契機に人員整理を始めたが、この懸念は翌一九一九年春からの戦後ブームの中で現実のものとはならなかった。休戦によって事業休止・縮小のために解雇者が増加したとはいえ、新たにブームに乗って雇用を拡大する産業も多かったからである。その結果、女子労働力の需要が増大する一方で、男子労働力を中心に産業間の労働力移動が生じた。第7表によれば、一九一八―一九年に男子工場労働者数は微増に止まったが、そのなかで機械器具工業の減少と染織工業の増加とがほぼ均衡していた。また鉱山労働者についても、雇用の停滞のなかで金属鉱山坑夫数の急減と石炭坑夫の急増という対照的な動きが認められるのである⁽²⁶⁾。

第7表 休戦後の労働力移動 (千人)

		1918	1919	増減
工場労働者 (男子)	織 器	133	157	+24
	染 機	281	255	△ 26
	械 器 学 計	120	120	0
		669	672	+ 3
鉱山労働者	金 属	161	101	△60
	石 炭	287	348	+61
	その他とも計	465	465	0

内閣統計局『労働統計要覧』1930年版、42、52頁。
工場労働者(男子)は常時15人以上使用工場職工数。

させる客観的条件を成していた。

しかし他方で、部門間移動の容易な労働力は相対的に熟練度の低いものであったことは容易に想像される。これに對して、大戦ブームの基軸部門であった機械器具工業では労働力市場は明白に軟化しつつあった⁽³⁰⁾。この点に休戦反動後の労働力市場の変化のもう一つの意味がある。機械器具工業における労働者数減少二万人のうち一万四千人は職工数五〇〇人以上の大工場で生じていた⁽³¹⁾。労働力市場は大戦以降の労働運動の中心的担手であったが、移動という消極的な抵抗を通していった。これらの産業の労働者は大戦以降の労働運動の中心的担手であったが、移動という消極的な抵抗を通して自らの労働条件を改善することができた。しかし、休戦後には移動によって実質的に良い労働条件を得られる可能性は狭まっていたのである。それは、労働者意識の急激な変化のなかで労働運動を活性化させる条件となったと思われる。

る。積極的に、経営内で労働条件の改善を企てることが必要となっていた⁽³²⁾。

これに比べると、主として紡績業の活況に主導されて需要が増大していた女子労働力の場合には、移動による抵抗の余地が十分に残されていた。しかも、農家経済の好転は「家計補充的」な就業の必要を小さくしていた。勤続年数一年未満が五割以上と、製糸女工に比べても際立って移動率の高かった紡績女工の場合⁽³³⁾、募集の広域化によって新たな労働力の吸収に努めたとはいえ、賃銀などの労働条件の改善によってはじめて、必要な労働力を確保しうると労働力市場は女工の側に有利になっていたのである。

二 労働条件の改善

1 労働条件改善の経営的条件

一九一五年夏以降の労働力需要の拡大によって、それまで試みられてきた様々な定着策や、労働力確保のための経営的努力は破綻に瀕した。日露戦後から勤続年数に応じた付加給や退職金制度が職員層から職工層へと拡がりつつあり、労働者の定着率は高まっていた⁽³⁴⁾。その結果、機械工業などでも勤続年数の長い労働者層が形成されつつあった⁽³⁵⁾。しかし、大戦ブームのもとで労働力不足に対処するために各企業が競って有能な職工の争奪を繰返したことから、目前の賃銀の多寡によって容易に経営間を移動する労働者数は増加していった。移動率の高さは、募集活動の活発化を通して募集費などの経費を増大させた。しかも、高い移動率を前提に操業を支障なく継続するためには、絶えず追加労働力を確保しておかなければならなかったから、雇用量を適切な水準に調節することを困難にした。常に不足に直面するために過剰な採用計画、募集計画を必要としたのである。それは、各企業に労働力不足の感を一層強めた。

これに加えて、不足する労働力の必要量を確保するためには、労働者の熟練度によって選別する余裕はなかったこ

このことは、二つの意味をもっていた。一つは、戦後ブームに際し労働力市場は大戦末期以降の逼迫感を持ち越したことである。労働力の追加的供給に限界が生じ、米価上昇による農家経済の改善のなかで農村内でも労働力の確保が難しくなっていた⁽³⁷⁾。農商務省の『副業的季節移動労働力ニ関スル調査』は一九一七—一九年の農業者の移動数が、男子で一〇万人から一〇万六千人と報告しており、女子が一二万二千人から一四万二千人に増加したのに比べて男子はほとんど増えなかったことを明らかにしていた⁽³⁸⁾。そのため、例えば関西では瀬戸内地方の中小造船工場で失業が増加する反面、紡績業で雇用が拡大し、また筑豊の炭坑地帯が大量の労働力を吸収するなど産業部門による相反する労働力需要の動きのなかで、なお依然として絶対的には高水準にある移動率のために、各企業は労働者不足を当面の問題として解決しなければならなかった⁽³⁹⁾。それが、戦後ブームによる激しい物価上昇のもとで賃銀などの労働条件を改善

第8表 小野田セメントの製造原価・
単位当たり利益と工賃 (円、%)

	製造原価 A	1樽当り 利益 B	同 工 賃 C	C/B
1913 上	2,705	0.413	0.355	86.0
14 上	2,595	0.205	0.283	138.0
15 上	2,222	0.190	0.273	143.7
16 上	2,130	0.202	0.233	115.3
17 上	2,581	0.761	0.241	31.7
18 上	3,818	0.713	0.299	41.9
19 上	5,195	0.498	0.435	87.3
20 上	6,120	△0.188	0.593	—
21 上	5,831	1.494	0.642	43.0
22 上	4,836	0.352	0.608	172.7

『小野田セメント100年史』1981年、217、229頁。

同社決算では償却が損金に含まれているので、これを考慮して償却前利益と工賃を対比すると、工賃比率は15年上期で80%と大きく低下するが、経年の変化には大きな差はない。

第9表 三菱鉱山・造船
の企業利益と支払
賃銀 (%)

	三菱鉱業 (鉱山部)	三菱造船 (造船部)
1915	198.3	236.3
16	189.1	190.5
17	207.8	71.2
18	136.6	56.6
19	169.4	139.0
20	210.2	306.9
21	585.8	274.8
22	497.2	189.3
23	590.3	169.0

『三菱社誌』各年附表。
年支払賃銀を年総益金で除
した百分比率。

た。同様のことは、三菱の鉱山業・造船業でも生じ、利益金に対する賃銀比率を一八年まで急速に低下させたのである(第9表)。このことは、正確な表現ではないが、大戦期に「労働分配率」が悪化したこと、従って、それだけ企業利潤が増大し、経営的余裕が生じたことを物語っていた。大戦ブーム下での企業の高利潤と労働者の生活水準の改善の遅れとの対照性は、労働者が賃銀増額要求を噴出させるに十分な理由であった³⁹⁾。企業にとっても、労働力不足に苦しみ、あるいは労働争議によって操業を休止するよりは、賃銀支払を増加させても高率操業を続け利益拡大を目標む方が望ましかった。

さらに、女工の場合には工場法施行に伴う労働条件の漸次的な改善が労働生産性の上昇に結びつき、賃銀上昇圧力を緩和していた。この間の労働生産性の上昇については、第4章で詳しく述べられているが⁴⁰⁾、そのため、募集費を含めた労務費負担の増加をある程度吸収することが可能であった。こうして、名目賃銀の上昇を可能とする条件が成熟しつつあった。

2 賃銀の上昇

名目賃銀と実質賃銀 この時期の賃銀の推移について、十分に信頼に足る統計は少い。大川一司らの研究によると、この時期の名目賃銀について三つの推計系列が得られる。都市の消費者物価指数の推計と合せて名目および実質賃銀の推移をみると、一九〇八年以降、実質賃銀が停滞的に推移していたなかで、大戦初期の一三―一五年に実質賃銀が上昇したことが知られる。米価を中心とする生活関連物資の価格低下によって、大戦初期の労働力市場の悪化は雇用労働者にとっては日露戦後恐慌以来の若干の労働条件の改善に結びついていた。

これに対して、一六年以降については推計によって微妙な差異がある⁴¹⁾。名目賃銀が上昇しつづけたこと、一六―一八年に実質賃銀が低下したこと、一九年以降に実質賃銀が上昇したこと、この間に実質賃銀は大戦前の水準を上回っていたことなどが共通している。しかし、一六―一八年にA系列では低落していった実質賃銀は、B、C系列では上昇

とも、経費増大の要因となった。熟練度の低さのために労働生産性が停滞ないし低下し、労賃コストを押し上げたからである。このように、労働者の募集難は様々な面から企業経営にとって重大な制約要因となっていた³⁶⁾。

募集難による経費増大に対して、各企業は定着策の強化や、企業間の協調による争奪防止協定を結ぶなどの対策を講じた³⁷⁾。例えば、北九州では主要会社・工場二四社が協議し、一七年六月に工親会を組織して「職工争奪ヲ禁」じたという³⁸⁾。しかし、この組織も有効な争奪防止策を実現できなかった。そのため、各企業が労働力不足の解消策として採用し得た方法は、賃銀その他の臨時給与の支給増加によって、つまり直接的な労務費の増加を許容することによって、ともかくも必要な労働力を確保することであった。賃銀上昇の経営側からみた条件がこれである。

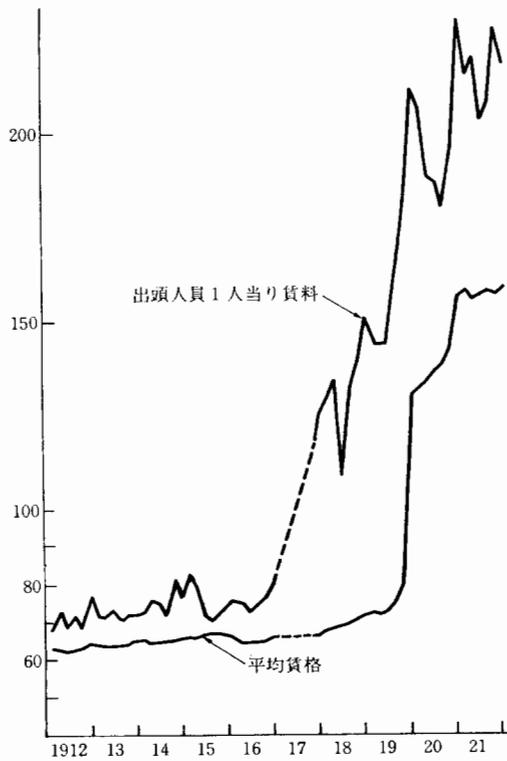
しかも、重要なことは、各企業がこのような経費増大に対応しうる条件を備えていたことであった。製品価格の上昇による膨大な利益が各企業の支払能力を高めていた。小野田セメントを例にとると(第8表)、一五年を底に一樽当り利益が増加する一方、労賃コストの上昇が遅れたことから、利益と工賃の比(C/B)は一四四%から一七年に三二%に低下し

第10表 大阪府下工場の男子賃銀 (銭)

	1915	1916	1917	1918	1919	1920
大阪鉄工所	78	90	78	92		180
大阪電灯製作所	65	69	72	122	100	
川北電企	68		71		197	
住友伸銅	100	115	158	185	271	332
大阪電気分銅		73	90	123	216	
大日本人肥	62	64	66	105	114	
大阪窯業	63	59	79	70	180	180
大日本麦酒	48	49	72	85	258	187
大日本精糖	60	60	63		137	151

『大阪府統計書』各年より作成。空欄は不明、ゴチックは消費者物価の対前年上昇率を上回る賃銀上昇を示したもの。

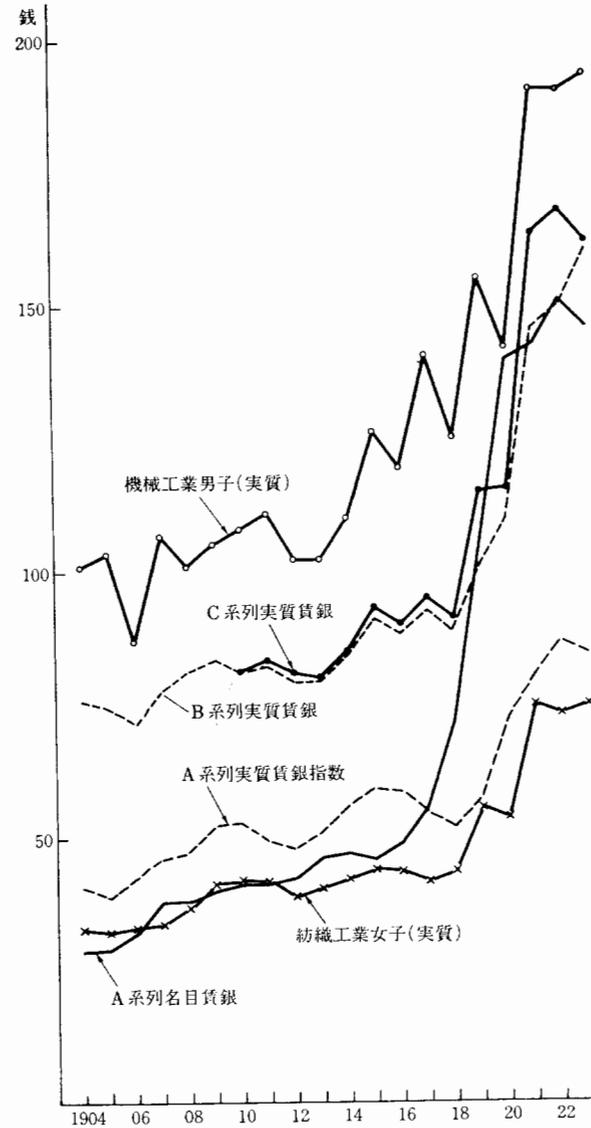
第2図 三菱造船所(長崎)の賃銀推移



三菱合資会社『月報』各月による。破線部は資料欠。

『大阪府統計書』による府下工場の男子賃銀は、第10表のように、その動向に大きな企業間の差異があった。大戦ブームへの対応の時期の違いが、一五―一六年の大日本人肥以下の各社と大阪鉄工所・住友伸銅所の賃銀上昇に相違をもたらしたことが推定されるが(43)、そのなかで、一七年から全般的に賃銀上昇のテンポが早まったこと、そして、ある。こうした不整合は、推計の基礎となる統計の調査範囲や、賃銀率か日収かの区分のあいまいさにもよるものと思われる(44)。そこで、より具体的な事例に即して賃銀の動向を検討しておくことが必要である。

第1図 賃銀推移



大川一司他『物価』(長期経済統計8) 東洋経済新報社, 1967年, 243-9頁。
A系列は男女平均賃銀, および1934-36年=100とした指数, B・C系列は男子賃銀を都市消費者物価指数(家賃を含む)で1934-36年価格に換算した賃銀額。機械工業男子および紡織工業女子も同じ。

第11表 三菱系企業の平均日給 (銭)

	三菱造船		三菱倉庫	三菱製紙	三菱鉱業	
	長崎	神戸			金属	石炭
1912	69.2	83.1	124	46.0	48.9	49.3
13	72.9	87.5	136	49.5	51.2	50.2
14	74.9	88.1	148	46.8	48.2	48.9
15	71.1	83.2	137	47.5	49.5	50.1
16	73.1	87.4	125	49.1	50.2	50.0
17	102.5	121.9	171	51.8	59.9	53.8
18	108.8	144.3	164	64.0	82.8	72.9
19	144.1	165.6	233	76.5	104.5	135.5
20	187.0	249.5	343	—	149.7	218.2

三菱造船・倉庫・製紙は三菱合資会社『月報』、三菱鉱業は同『年報』による。

前3社は各年6月中、ただし16年は7月、17年は前年12月と当年12月の平均値、三菱鉱業は年平均。

製紙・鉱業、長崎は「出頭人員1人平均賃料」、神戸は定雇職工についての同前、倉庫は専属仲仕「1人1日平均賃料」。

その上昇のテンポは物価上昇率を上回ることもしばしばみられたことが確認される。

三菱系企業の場合には、もう少し詳細な賃銀統計が得られるが、例えば三菱長崎造船所の場合、出頭人員一人当り賃料は一七年中に大幅に上昇した(第2図)④。同様のことは、三菱系の鉱山などでもみられ、一人平均賃銀は一六年まで停滞的で一七年から急騰した。その上昇のテンポは物価上昇率にほぼみあっており、一六年に生じた実質賃銀の低下を取戻しつつあったのである。

米騒動と労働争議の頻発 右にみたような名目賃銀の上昇は、労働分配率の悪化、労働力市場の売り手市場化を背景としつつ、頻発した労働者の運動によって実現された。物価上昇による実質賃銀の低下に対して労働者は、大戦ブーム期の業務の繁忙を好機として残業の増加、出稼日数の増加によって対応したとい

う④。しかし、残業の増加は、重筋労働の多い職種では疲労の蓄積から出勤率の低下を来すことも多く、労働者の所得水準を向上させるには限界があった。

こうしたなかで、一六年度産米の出廻り時期を控えて、一六年一月から米価は急騰し、一七年夏には大戦直前の最高であった一二年七月の石当り二三円を超える勢いをみせた。前年一〇月を基準に七月まで八カ月間で六三%弱の急騰であった④。東洋経済新報社の調査によれば、その他の食料品の価格はまだ安定していたとはいえ、衣料品等の急騰もあって短期間に生計費が急上昇していたのである。その結果、大戦初めの実質賃銀の改善によってひと息つ

いていた労働者の生活難は極めて深刻なものとなった。大戦ブームの本格化のなかで幾分なりとも生活条件が改善され、ブームの恩恵を多少とも受けていたかにみえた労働者にとって、この状況の暗転は、彼らを労働運動にかりたてるに十分なものであったと言えよう。

一七年六月以降、賃銀増額を主たる要求とする争議が急増したことはすでに知られている④。そして、労働力市場の逼迫感が強まるなかで、一連の労働者の運動は賃銀の引上げを実現していった。それは、一六年から一七年前半にかけての実質賃銀の低下を回復する程度のものであったとはいえ、工場労働者の賃銀動向(前掲第1図B、C系列)に如実に反映した。具体的な事例でみても、三菱長崎造船所では平均賃銀が一六年一二月の八〇銭から一七年末には一円二五銭に、同じく神戸造船所では平均賃銀が一円四銭から一円四〇銭にと増加していた④。こうした賃銀増加は、能率給的要素を加味し、あるいは出勤率向上をねらった企業側の労務管理方針のなかで、奨励加給金などの割増賃銀の形で実現することが多かったようである④。それはあくまでも臨時手当としての性格をもつものであった。

賃銀の引上げは、労働運動の影響力の差、各企業の経営状況の差によって個性的なものであったが、そのなかで注目すべき点は、賃銀の引上げが職種間の格差をもっていたと同時に、工場労働者の賃銀水準を都市下層社会から離脱させうる可能性をもっていたことであった④。三菱神戸造船所を例にすれば、既述の定雇職工賃銀の上昇がみられた同じ期間に同所の日雇人夫賃銀は八三銭前後で目立った上昇はなかった④。このことは、都市の職人的賃銀を基礎とする実質賃銀推計(A系列)が一八年まで低落傾向にあったことを考慮すると、この時期に、労働力の急速な吸収によって底の浅さをみせつつあった都市の雑業的な周辺の労働者にとって、就業機会の拡大が賃銀上昇に結びつく条件が工場労働者に比べて相対的に弱かったことを示している。組織的な運動の欠如と、農村からの追加的な労働力の供給が、その制約条件であった。その結果、都市における工場労働者その他の雑業的な労働者の生活条件はこの間に格差が拡大しつつあったといえよう。それは、最後の大規模な都市民衆騒擾となった米騒動の基盤を成していた。

第13表 長野県製糸工場
の職工募集費

年次	対1人平均 (円)
1913	5.80
14	4.77
15	3.95
16	7.54
17	9.11
18	11.45
19	21.90
20	23.02
21	18.55
22	14.60

木村清司『労働者募集取締
令釈義』清水書店、1926年、
37-38頁。

入場旅費を除く。

このうち、地域別では阪神地方所在工場一七〇(五二%)、業
種別では機械器具工場一六七(五一%)と、川崎造船所の八時

(第13表)。移動率の相対的に低い製糸女工に対して、紡績女工の場合にはこの困難は一層深刻なものがあつたと推測して誤らないであろう。こうした追加供給の限界は、休戦後も持続された製糸・紡績業の労働力需要の増加傾向によって加重され(前掲第7表)、女工賃銀を早いテンポで引上げる条件となつていった。農家経済の好転は、女工の労働条件の劣悪さが知れわたるにつれて、労働力供給の増加を抑制する方向に働いていたし⁽⁵⁷⁾、そのなかで農村内での労働力需要の増加が賃銀引上げに結果していったことから、女工の労働条件を改善する客観的な条件が成熟しつつあつたのである。もっとも、前貸(前渡金)や寄宿制度によって、女工の賃銀は生活給的色彩が薄く、労働力市場の逼迫から賃銀の引上げが続く限りは、女工の組織的な運動が生れる条件は小さかつた。

八時間制の採用 大戦ブームの終了後、国内需要の増大のなかで、激しい物価上昇を伴いながら戦後ブームが出現した。この間、女工賃銀がすでにみたような条件のもとで上昇を続けたが、他方、男工賃銀の上昇も続いた。とくに大きな意味をもつたのは、一九一九年九月以降の八時間制採用に伴う賃銀制度の変化であつた。第一回の国際労働会議の第一議案となつた「八時間労働制問題」は、当初、労資双方にとって、それほど関心をひきつける問題ではなかつた。資本家側が反対を唱へたことは事実であるが、労資間の争点は依然として賃銀問題にあつたからである⁽⁵⁸⁾。

ところが、九月後半の二週間にわたつて発生した川崎造船所争議に際して⁽⁵⁹⁾、川崎造船所が解決の便法として賃銀算定の基準となる所定労働時間の八時間制を採用したことから、この年末にかけて、関西地方の機械工場を中心に八時間制が急速に普及することとなつた。『工場監督年報』によると、八時間制実施工場数は一九一九年八月以前の二〇から、九月二六、一〇月一八三が新たに加わり、年末には三二五工場に達した。

第12表 日雇人夫賃銀の対前年比上昇率

	1916/14	1917	1918	1919	1920
70% 以上	1		1	3	2
60-		1		1	1
50-			1	4	5
40-		2	5	2	3
30-		2	4	5	1
20-	2	3	4		
10-	5	4			
0-	4	2			2
マイナス	2				

『帝国統計年鑑』各年次。

小樽、秋田、宇都宮、東京、横浜、新潟、
松本、名古屋、神戸、大阪、広島、高知、福
岡、熊本の14都市の上昇率分布。

数値は都市数。1920年は20年上期の賃銀を
基準。

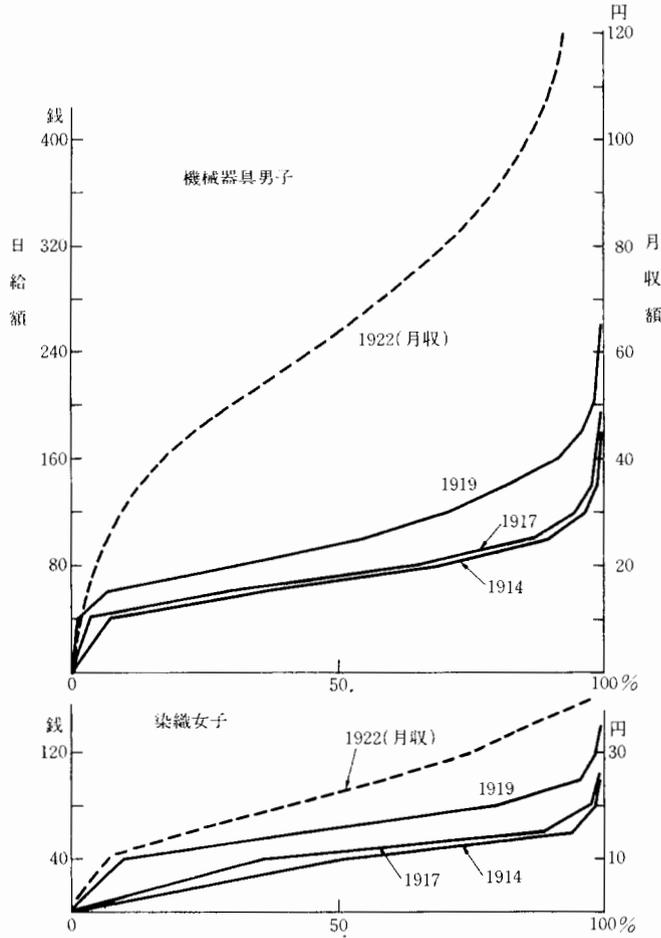
一八年にはいつて引続き暴騰を続けた米価は、七月には三〇円
台に突入し、大戦開始以来の最安値であつた一五年九月の二・六
倍に達した⁽⁵²⁾。賃銀引上げの不十分であつた都市下層の民衆に
とつて、この空前の米価暴騰は直接に生活の不安に結びついた。
他方で、企業の高収益・高配当が続き、船成金などの派手な振舞
が世上をにぎわすなかで、民衆の不満は極点に達した⁽⁵³⁾。

米騒動の衝撃は、生計費補助や米価補給金などの形で直接間接
に工場労働者の労働条件を改善させた。しかし、むしろ重要な点
は、米騒動を契機に全般的な賃銀上昇がみられたことであろう。
賃銀上昇は米価など生活資材の価格急騰によって男子労働者の実

質賃銀を下げ止めるには至らなかつたが、他方で、女工の賃銀の大幅な上昇や、それまで地域間格差の大きかつた日雇人夫賃銀の上昇率が全国的に高まるなかで平準化したことなどの特徴をもつていた(第12表)。それは、地方都市、農村をも広範にまきこんで大戦ブームが全国化していったことの反映でもあつたが、同時に米騒動を契機により一層深く商品経済が地方・農村に浸透し、国内消費の増大によるブームの拡大の発火点ともなつた⁽⁵⁴⁾。米騒動後、戦後ブームにかけて引続き暴騰した米価が、再び都市民衆の大規模な暴動を起こさなかつたのは⁽⁵⁵⁾、この頃から労働力の追加供給の限界が顕在化しつつあつたことも加わつて、生活費の上昇にみあつた全国的な賃銀上昇がともかくも実現されてきたからであつた。

地方経済とりわけ農村経済の活況は、農家経営の維持と不可分の関係にあつた出稼女工の賃銀上昇に反映していった。一九一七年から上昇傾向にはいつた製糸・紡績の女工賃銀は、一八年下期から急テンポで上昇していつた⁽⁵⁶⁾。これより先、一六年頃から長野県の調査が明らかにしているように、募集費が高額化し、女工募集が困難となつていた

第3図 賃銀格差の形成



1914, 17, 19年は大阪市役所労働調査課『労働調査報告』(第4輯, 1920年, 9-37頁)による常備賃銀日額, 1922年は『要綱調査資料第一』(東京大学経済学部図書館所蔵)による3月中の月収額。従って, 22年は直接に他年次と比較するのは問題があるが, 参考として, 月就業日数を25日として対比した。

横軸は各20銭区分の賃銀者数の累積比率。

間制実施が労働力市場を介して同種の付近工場に与えた影響が如実に示されていた(60)。

しかし、平均二時間の就業時間短縮を実現したという、この「八時間制」の実施は、「実質的ニ觀察スルトキハ所謂就業時間ノ短縮ハ有名無実ニシテ賃銀算定ノ時間的基準ヲ変更シタニ過ギ」なかつた(61)。川崎造船所の争議は、戦後ブームの物価上昇を背景に「現日給七割の臨時手当を本給に繰入れ、更に右本給に対して五割の歩増を附すること但し其他諸名目の歩増は従前通りのこと」の三条を内容とする賃銀引上げが労働者から要求されたことに端を発していた。これに対して川崎造船所は、国際労働会議の八時間労働制問題が早晚日本に対しても実施を迫られるものとの判断に立ち、「将来に職工の管理を有利に展開せしむるには職工の意表に出づるを得策」とし、「職工をして自発的に要求を撤回せしめたる後、実質に於ては職工の要求と多くの逕庭なき賃銀の値上を、八時間労働制実施に伴ふ賃銀制の改正として発表」したのである(62)。従って、八時間制といっても、当面は二時間の残業が付されており、従来の一〇時間制の本給に臨時手当七割を繰入れて八時間に対して支給することを原則として、日給の低い者について七二〇%の賃銀引上げを追加した(63)。このように、問題の焦点は、賃銀の引上げにあり、時間短縮問題にはなかつた。この点は、川崎造船所だけでなく、一九一九年一〇月までに大阪府下で八時間制を採用した一〇七工場のうち、純粹の八時間労働制を採用したものは八工場に過ぎず、七四工場では残業が付されていたことから明らかであろう(64)。

就業時間の短縮による賃銀制度の変化は、前掲第2図の三菱造船所平均賃格の変化に示されるような賃銀の引上げに結びついた(65)。そして、この賃銀改訂は、大戦期に実施された付加給を本給に算入した限りで、大戦中の賃銀上昇を固定化するものであった。機械器具工業労働者にとって、労働力市場が軟化するなかで、物価騰貴を背景に増加した争議がこうした成果をもたらしたことは、労働者組織に対する信認をつなぎとめるうえで重要な意味をもっていた。

他方で、こうした賃銀の改訂は企業経営に重大な制約を課する可能性を秘めていたことも重視しなければならない。しかし、時間短縮に伴う労働生産性の上昇は、休戦反動以降、人員整理と経営合理化の方向を追求し、相次ぐ賃上げ

第14表 賃銀と年齢の分布 (人)

	常 備 賃 銀							年 齢	実 収 賃 銀						
	-14	15-	20-	25-	30-	35-	40-		-14	15-	20-	25-	30-	35-	40-
男 子		10	2	1				50 銭未満		2	2				
	2	62	16	12	11	9	3	50 銭以上	1	17	3	1			
	2	65	71	29	8	3	6	90 "	1	63	29	12	6	1	
		36	36	20	12	5	1	130 "		34	34	15	3	4	4
		16	27	7	1	4	2	170 "		28	30	18	7	8	3
		3	8	5	3	2	1	210 "		11	30	15	7	4	4
		8	11	4	1	1		250 "		11	15	7	8	2	2
		3	22	7				290 "		4	24	5	1	2	1
		3	4	4	2	1	1	330 "		5	8	6	1	1	
		4	206	197	89	38	25	14	計	2	175	175	79	33	22
女 子		6	1	1		1		50 銭未満							
	3	16	17	7	4		2	50 銭以上	1	5	3	2			
		1	9	2		1	1	70 "		9	12	6	3	1	3
		3	2					90 "	1	4	7	1	2	1	
		2	3	4	1		1	110 "		3	5	4	1		1
		3	28	32	14	5	2	4	計	2	21	27	13	6	2

「雇傭関係成立前の事情」(大阪市役所労働調査課『労働調査報告』第9輯). 1920年7月の調査結果.

上昇に対応した賃銀上昇がみられたが、全般的にみれば年功制的な賃銀体系が形成されていたとは言いがたいのである。絶対的な熟練労働力不足は、定着率が低く勤続年数の短い熟練労働者に対しても高賃銀を得ることを可能としていた。一〇歳代後半から三〇歳まで同一年齢層において六倍を越える賃銀格差が存在し、しかも、高等小学校卒業を基準とすれば五年以内に最高級の賃銀の格付を得られる者が出たところに、大戦期の熟練労働者の性格が表出しているのである。他面、高年齢層に高賃銀取得者が少なかった理由には、万能的熟練を持つ労働者が小工場主として独立し、工場労働者から離脱したことも影響していたと考えられる。しかし、そのためにはある程度の独立のための資金の蓄積も必要であったから、その前提は彼らの熟練であると同時に、高い賃銀であった。こうして企業内・産業内における賃銀格差が拡大していった。労働力市場の逼迫によって、不熟練労働者の賃銀にも強い上昇圧力が加わり、その上昇率が相対的に高まって「各職種賃銀が接近する傾向」にあったと言われるが⁽⁶⁸⁾、その内実は「労

争議で不安定化した労使関係の再編を意図していた企業にとって、望ましいものであった。実際、川崎造船所の調査では、八時間制実施前後で出勤率が八月七四%から一〇月八二%、一月八四%と向上し、就業日数も一九日から二一日へと増加していた。そのなかで、例えばスチームパイプの生産能力が二三%、製鋳能力が二九%、打鋳能力が四〇%と向上し、時間短縮による賃銀コストの上昇を十分に補っていたのである⁽⁶⁶⁾。

しかも、重要なことは、川崎造船所の八時間制の採用が、経営の主導によって実現されたことであった。「将来に職工の管理を有利」にするため、職工の要求を撤回させて実行されたことは、この争議に際して経営側が、労働条件の決定にあたって、あくまでも自らの規制力を維持し、争議団の要求を容認した形での解決を避けようとする配慮がはたらいっていたことを示していた。労働者の団結権が事実上承認され、労働組合の指導による争議を介して労働条件を改訂することが現実のものになりつつあったことに対して、経営側は歯止めをかねばならなくなっていた。労働条件をめぐる労資の対立を調整し、その解決をどのような方法に求めるかが、労資の争点となりつつあったといえよう。

賃銀上昇の帰結 労働者の組織的な抵抗を介して実現された賃銀の引上げは、大戦前半に悪化した「労働分配率」を改善した(第8・9表)。それは、生産費の上昇要因となって、企業利潤の制約条件となっていたのである。

しかし、より重要なことは、こうした平均賃銀の上昇が、賃銀水準の全般的な上昇であったと同時に、企業内に大きな賃銀格差を形成しつつあったことであろう。大阪市の調査によると、機械工場の男工と染織女工の賃銀分布は第3図の通りで、一九一七―一九一九年に賃銀上昇とともに賃銀格差は拡大しつつあったことが示されている⁽⁶⁷⁾。しかも、この賃銀格差は後年の年功的賃銀の形成とは異質のものであった。「常備賃銀・実収賃銀」の年齢別分布(第14表)は、女工の場合にはほとんど年齢に比例した賃銀上昇を認め難く、男工では実収賃銀において若干の正の相関を認め得るものの、むしろ二〇歳代で広範な賃銀格差が存在し、高齢化するにつれて縮小することの方が顕著な特徴であった。勤続賞与などの手当、付加給付が勤続年数を基準とすることが多かったことから⁽⁶⁸⁾、男子実収賃銀において年齢の

働者諸層の状態の統一性」が「強化」されたという評価とは反対の方向に動いていた。

賃銀格差形成の結果、大戦期に部分的ながら生活水準が向上したと感ずる労働者が生み出されていった。この点は、第3章において職工生活状態の調査結果が紹介されている通りで⁽⁷⁾、機械工業を例外として船舶、器具製造、金属の重工業で「生活に余裕が生じた」とする者の方が「賃銀は増加したが生活は困難になった」と回答した者より多かつたことに、ここでは注目しておきたい。労働者の貯蓄額が戦後ブーム期に急増したことも、階層間格差を伴った労働者の生活条件の変化を示していた⁽⁸⁾。かくて、その生活意識や労働者意識において異なる多様な層を労働者内部に作り出していった。それは、労働者の組織的活動に分断と切崩しの余地を残すような弱い環をもたらしつつあったのである。

三 労資関係の動揺

1 間接的管理体制の解体

賃銀をめぐる労資紛争が、労働者の組織化の進展のなかで労働側に有利に解決されていったことは、労資関係が大戦を画期に変容していく重要な条件となった。高揚する労働運動に直面して企業は新たな対応策を要請された。それは、大戦期の労資関係の動揺に対する資本主義的再編の方向の模索でもあった。その場合、焦点は、経営的には間接的管理体制の解体に基づく新たな労使関係の構築であり、体制的には工場法と治安警察法を基盤とする労働政策を修正し、労働者の権利要求をどこまで容認するかであった。

前者は、各企業の労使関係において、大戦前まで重要な役割を果たしていた親方層が、中間管理層としての労働者の掌握力を完全に失ったことによるものであった。例えば、鉱山業において作業請負を基盤とする飯場制は、日露戦後の争議を通して労働者の募集、生活管理へと機能を縮小して存続していた。しかし、大戦期の激しい労働移動と募集

費の暴騰が飯場の経営基盤を狭めていった。しかも、労働者の不満を抑えるために経営側は飯場頭の「中間搾取」への規制を強めていた。こうして存立基盤を失った頭役は、大戦期に労使関係の枠組から次第に排除されることになった⁽⁹⁾。また、重工業大経営でも、労働力移動の激化のなかで親方職工の地位は低下し、間接的管理から直接的管理へと移行していったと言われる⁽¹⁰⁾。友愛会を中心とする労働組合運動の担手として、いわゆる「平職工」が積極的に進出したことは、こうした労使関係の動揺を物語っていたのである。

日露戦後から始まった生産過程の合理化、技術の改良によって新しい職種の職工が登場し、現場での地位と役割が増大していたが、その結果、経営側の直接的な生産過程掌握の必要も高まっていた。従って、大戦期の親方職工の後退は、職場の直接的管理を促進することになった。もちろん、直接的管理がこの時期に完成したわけではなかった。部分的に勤続年数の長い労働者が存在したとしても、全般的には高い移動率のために、労働者を掌握することには困難が大きかったからである。

間接的管理体制の解体は、中間的管理層の後退によって、労資の対抗関係を鮮明にし、労働者意識を高め、労働運動を活性化させる条件ともなっていた。労務管理が弛緩し労使関係が動揺するなかで、経営側は労務担当職員の地位を独立させ、あるいは労働問題についての調査研究スタッフの充実に着手した⁽¹¹⁾。争議による損失日数の増加、賃銀上昇による生産費の上昇、さらにはILOへの対応の必要など、労働問題への本格的な対応策が必要となっていたからである。

このような変化は、労働争議や労働運動に対する評価、認識の変化に基づいていた。三菱合資会社の『時局ニ関スル調査報告』は回を追うごとに労働問題に関する報告量が増加していたが、その「同盟罷業」に対する言及は一九一八―一九年で明らかに変化していった。

争議が急増した一七下期には⁽¹²⁾、「本年ニ於ケル罷業ハ賃銀値上即チ経済問題ニ起因シ其ノ手段モ亦論議ノ上ニ於テ其主張ヲ貫徹スルノ傾向著シク、従来ノ暴動的行動ハ漸次其跡ヲ絶ツニ至レリ」と報告されている。同盟罷業の

性格変化を認め、その理由の「一半ハ労働者側ニ於ケル連絡ト組織ガ幾分秩序ヲ有スルニ至リシ」ことに求め、他の一半の理由を「最近ニ至ル迄不道徳視セン罷業ヲ以テ雇主ニ対スル要求ノ形式トシテ止ムヲ得ザル事或ハ当然ノ事ト看做」すように労働者の意識が変化したことに求めている。とくに後者については、「従前我国ノ一般観念ハ労働問題ヲ主従的道德ト関連センメテ道徳ニ反スル罪惡ト看做シ一切ノ経済的事情ヲ度外視センタメ常ニ被傭者側ハ不利ナル地位ニ陥リ、多クハ失敗ニ帰セリ」という、「主従的」労資関係の動揺と捉えていた。そうした情況変化を指摘していた限りで、この報告は労働運動の昂揚を新しい事態と考えていたが、同時に、労働運動の限界をも強調していたことに特徴があった。翌一八年上期の報告では(76)、労働者の多くが「主従的」な「旧思想ヲ脱セズ同時ニ労働者ノ団結甚ダ強固ナラズ」という理由から、「一度企業者ノ高圧的手段」がとられると「施コスニ策ナキ状態」となり「裏切りスル者」が出ることも多く、「今日ノ如キ労働者ニ取リテ其地位ヲ改善スベキ絶好ノ機会ナルニモ拘ラズ大ニ之ヲ利用スル能ハズ資本家ニ屈服セザルヲ得ザルニ至ル」と述べられている。労働組合による労働者の組織化の不足が、その運動の弱さとして指摘されていたのである。こうした認識は、日本の労働運動を欧米との対比で「未ダ進歩セルモノト言フベカラズ」との評価につながっており、欧米の労働運動が「精神的及物質的生活ノ向上ヲ図ランガ為メ労働時間ノ短縮乃至政治生活ニ参与セン事ヲ要求スル傾向」にあることに對する遅れと考えられていた(77)。このように、三菱合資の報告は、一八年までの争議の増大を「主従的」労資関係の動揺と労働者の組織化の進展の結果と捉えながら、なお、欧米の労働運動と対比した労働者意識の転換の遅れ、組織化の不足性を指摘していたのであった。

しかし、一九年にはいるとこの評価は明らかに変化した。同年下期報告は次のように指摘している。

……從來此種ノ紛擾ハ多ク官権ノ高圧的裁断ニ依リテ労働者ノ泣寝入ニ終ル例ナリシモ近来労働者ノ勢力漸増スト共ニ其方法ノ時宜ニ適セザルコト明カトナリ他方民的思想モ亦澎湃トシテ我我国ヲ襲ヒ其一反映トシテ普通選挙ノ如キ實際的政治運動ノ開始セラル、アリ加フルニ社会ノ不平分子ノ指導煽動ヲ以テセンカバ我労働界ハ未ダ曾テ經驗セザル強烈ナル刺戟ヲ受ケテ資本家、

企業主等ニ対スル觀念ヲ急変シ其權利ノ伸張擁護ニ資スル為メ或ハ言論機関或ハ實際運動団体ヲ組織シテ参政權要求ノ示威運動ヲ試ムル等頗ル複雑ナル色調ヲ帯ビ来レリ(78)

こうして、日本の労働運動がその限界を突破し、「泰西ト比肩セントスルノ域ニ進ミタリ」との評価が与えられることになった。そのため、労働問題を「産業界前途ノ暗礁」と捉え、労資関係の再編を積極的に進めることが課題となっていた。協調会の設立はその一つの表現であったが、一九年の川崎造船所争議における、労働者の要求を先取りした経営側の対応も、急成長する労働運動に対応しながら、労資関係の再編成の主導権を奪回するための試みだったのである。そして、労働者の運動が賃銀を中心とする経済問題の解決を要求する限り、その運動を未だ労働運動としては不十分なものと評価し、一転して労働者の権利要求の一層の明確化を重大視したところに、再編の方向をめぐる経営側の考え方の一端が示されたのである。

他方、労働運動の急成長は、労働問題に対する政府の対応にも修正を迫るものであった。労働者保護立法として制定され、一六年から施行された工場法は、婦女子・幼年者の保護を主たる目的としていたため、労働条件の改善等について一般的に規定するところは少く、まして、労働者としての権利を認め、労資関係の調整を図るような制度的枠組を欠いていた。工場法による保護は、治安警察法に基づく労働者の組織と運動に対する弾圧と不可分に結びついていたのである(79)。従って、工場法が前提とする労資関係を「《主従関係》的労使関係」として捉えるにせよ、その内実は、労働者の組織と運動を否定したうえで、「工場主」の「職工」に対する一方的な保護に基づくものであった。それは、理念的に言えば、労働者を「もの言わぬ」「社会的に無力」の「被保護者」と捉えていたのである。

しかし、こうした枠組を超えて労働運動は急成長し、労働組合の公認や団体交渉権を要求するに至ると、労資の紛争解決の手段に関する制度的な枠組は修正されざるを得ない。労働者が労働条件の改善のために同盟罷業に訴え、労働者としての権利を要求したことは、天皇制国家の支配原理に対する一つの反抗であったと言える。とくに、労働運動が社会主義的理念への強い親近性を示すように急進化していくとき、労資関係の再編は体制的な問題として政

府当局に新たな対応を迫った。

労働政策の変質は、すでに指摘されているように一九九年の治警法一七条の適用緩和を画期として、団結権を事実上承認する方向へ進展した⁽⁸⁰⁾。協調会を中心に新たな労資間のイデオロギー的支柱が模索されるのに対応して、労働組合法案、労働委員会法案などが検討され、労働者の権利要求にどこまで応えるか、それによって、労働争議の頻発をどのようにして抑制しうるかが、論議されることになる。労資関係の再編の方向をめぐって様々な動きが噴出し、試行錯誤が繰返されることになった⁽⁸¹⁾。

2 団体交渉権獲得運動の挫折

労資関係の再編をめぐる争点の一つは団体交渉権の承認の問題であった。一九二一年に労働側から「団体交渉権獲得運動」として提起されたこの問題は、二〇年恐慌後の労働力市場の不利化のなかで⁽⁸²⁾「もはや労働組合の団体的取引に依存する以外には現在の労働条件を維持することすら不可能である⁽⁸³⁾」という認識を背景としていた。

しかし、この要求は、一方で工場委員会制度の導入によって、労働条件等について労使双方が協議、懇談し、両者の意志疎通を図ることが経営側の主導のもとに進展すると、次第にその影響力を失ってしまった。労働側が必ずしも統一した内容の要求を掲げぬままに、横断的労働組合の交渉権要求を後退させていったのに対して、争議対策として経営側は工場委員会制度を提示し、労働運動の切崩しに成功したのである⁽⁸⁴⁾。

しかし、他面で団体交渉権獲得運動が短期間に収束していった理由は、工場委員会制の導入による形式的な参加の実現であったと同時に、大戦期の労働運動がかかえていた運動としての弱さ、限界に求められなければならない。それは、運動の中核にあった友愛会が発足以来強調したスローガンであった「人格承認要求」に根ざすものであったと考えられる。

一九二二年八月、友愛会が誕生し、労働者の組織化のなかで労働者自らの修養と地位向上を目的として活動を始めたとき、その主張の要点は「人格の承認」であった。それは、「労働者が資本家の奴隷たる時代は既に過ぎた。労働者といえども自主の人である、同じく陛下の赤子である⁽⁸⁵⁾」という表現に象徴されるように、天皇制国家の一員としては対等の資格をもつものとしての認知を要求するものであったといつてよい。従って、この要求は、この年一月、『東洋経済新報』が社説で「一の卑賤な階級として労働者を蔑視したる従来の習慣的感情を一掃し、労働階級にも対等に其人格を認め、対等に其価値を認識すること」の必要性を強調し、さらに進んで労働者に「社会的昇進の道」を開き、集会結社の自由を与え、労働保護の諸立法を制定し、政治上の自由をも与えることが、労働問題の解決策であると指摘した⁽⁸⁶⁾のと照応し、こうした政治的自由をも見通した社会的地位の改善を目指していたと考えられる。そして、そのことが、この時期以降の労働者の運動が、普通選挙法制定を一つの焦点とする大正デモクラシー運動の一翼を担うことを可能としていたのである。

しかし、この「人格承認要求」は、労働者としての権利要求を萌芽的に含むとはいえず、それとは異質のものを含んでいた。同じ人間であることを認めさせることは、労働者が組合を組織し、集団的な取引を通して労働条件の改善を図れるようにすることを必ずしも意味していないからである。いわば、個人としての「市民的な」権利要求という性格を濃厚に持つことが、この要求の特徴であった⁽⁸⁷⁾。従って「人格承認要求」は当初、労働者の内面に向って品性の修養を求め、個人としての自覚を促し、社会の一員として十分な資質を備えることが必要だと強調していた⁽⁸⁸⁾。そして、社会に対しては「人間として生きたい」という欲求を満足できる、「安んじて労働し得るやうなる境遇を生み出すこと」を根本的解決策として提唱していた⁽⁸⁹⁾。それは、衣食住という「肉体的生活」を最低限保障し、生活困難と不安から解放された生活を充足し得る賃銀の獲得を意味していたし、それが「人格承認要求」という形をとる限り、個々の人格をもつ労働者がそれぞれに満たされることが必要であった。もちろん、生活水準の向上がそれだけで「人格」の承認を意味するわけではなかった。「人並み」の生活を得ることで、同じ国家、同じ社会の一員として認められるための条件が整うに過ぎない。これを基礎に、企業内にあっては一方的に保護される弱者であり、「主」

に従う者としての地位から、経営者との人格的な平等を前提に対等に話し合う労働者として自立し、あるいは、社会的には天皇制国家の他の成員と同じように権利が認められ、政治に参加することができるようになることが希求されていた。所属する集団の一員として、他の成員と同等であることが求められていた。それは、労働組合が組織と団結の力をもって、経営者と対等に労働条件を話し合うこととは、異質の内容をもっていたのである。

友愛会が労働者組織として成長し、労働組合の実質を備えていくなかで、「人格承認要求」は労働者を組織化するうえで十分な役割を果たし、賃上げ要求が組合の主導する争議のもとで貫徹される限り、労働組合は組合員の期待に応えられた。もちろん、指導者層は「社会改造」を目標とするまでに成長し、その方向をめぐって様々な意見の対立をも生み出していくが、労働運動の大衆的基盤は右のような意識にあったのである。従って、賃銀の上昇によって生活水準が改善されるような労働者層が出現するなど賃銀格差が形成され、労働者の生活意識や労働者としての意識が多様化が進むと、労働者を組織化していくための基盤は弱体化した。団体交渉権獲得運動が、賃銀格差の形成や解雇者と勤続者との分断などによって労働者内部の一体感が失われるなかで、その影響力を弱めるのは、「人格承認要求」を突きぬけるに足る新たな目標を労働者組織の基盤にまで浸透させられなかったことも原因と考えられる。工場委員会を中心とする「労資協調」的な労務政策が、労働者に発言の機会を与え、労働条件の決定に参加する形式を擬制することによって、容易に満足させられるような限界を労働運動は内包していた。その限界が、一九二〇年代の労資関係の再編に重要な意味をもっていたのである。

- (1) 二村一夫「労働者階級の状態と労働運動」(『岩波講座日本歴史18』一九七五年)。
- (2) 例えば、小作争議の条件として農業生産力の停滞と商業的農業の展開がみられ、中間層の諸運動が租税重課や住宅問題の深刻化などの都市問題に起因していたことは、よく知られている。
- (3) この点に関連して、安田浩・西成田豊の研究は、一九二〇年代中葉に視点を定めて協調的労資関係や労働運動の体制内化の様々なタイプを検出した重要な成果であるが、ここで問題となるのは、こうした結果論的な総括ではなく、大戦期の労資関係の実態であり、若干視点が異なる(安田浩「日本帝国主義確立期の労働問題」『歴史学研究』一九八〇年別冊、西成田豊「労働力編成と労資関係」『一九二〇年代の日本資本主義』東京大学出版会、一九八三年、同「一九二〇年代日本資本主義の労資関係」『歴史学研究』五一二号、一九八三年)。

- (4) 武田晴人「一九二〇年代史研究の方法に関する覚書」(『歴史学研究』四八六号、一九八〇年)。
 - (5) 梅村又次「産業別雇用の変動…一八八〇—一九四〇年」(『橋大学「経済研究」二四卷二号、一九七三年)。
 - (6) 原朗「階級構成の新推計」(安藤良雄編『兩大戦間の日本資本主義』東京大学出版会、一九七九年)三四六—七頁。
 - (7) 梅村前掲論文、一一二—三頁。
 - (8) 原前掲論文、三四四頁。こうした就業者数の増加のなかで、鉱工業を自営するものが増加したことは、大戦ブームのなかで熟練職工が「独立シテ小工業ヲ営ム」機会が増加し、その結果、機械工業などで労働力不足が一層深刻化したことを示していた。労働者のなかには、工場労働者として年俸を積み万能的な熟練を身につけた後、小工場主として独立することを夢みる者が少なくなかったのである(引用は、三菱合資会社『時局ニ関スル調査報告』第一回(一九一七上期)労働三頁)。
 - (9) 梅村前掲論文、一一二—三頁。
 - (10) 内閣統計局『労働統計要覧』一九三〇年版、一五頁。
 - (11) 『時局ニ関スル調査報告』第二回(一九一四年)九四頁。
 - (12) 同前、第三回(一九一四年一〇月—一五年四月)一〇七頁。
 - (13) 同前、第四回(一九一五年五月—七月)八三—四頁。
 - (14) 農商務省商工局『内外職業紹介業ニ関スル調査』一九一九年、一四〇頁。
 - (15) 中西洋「第一次大戦前後の労資関係」(隅谷三喜男編『日本労使関係史論』東京大学出版会、一九七七年)八二—三頁。
- なお、その他の事例では、莫大小業では「職工ノ帰途ヲ要シ高賃銀ヲ以テ之ヲ誘拐スル等奪取盛ニ行ハレツアルノ有様ニテ同組合事務所ハ之ガ協定ニ忙殺サレ」(『時局ニ関スル調査報告』第五回(一九一五年八月—一〇月)七五頁)とあり、また九州の炭坑でも、一時に数百人を「奪ヒ去ル」こともあって坑夫のなかには「先ヅ一坑主ヨリ身仕度金ヲ取り次ニ他ノ坑主ヨリ更ニ多額ノ身仕度金ヲ得テ前坑主ニ返済シ此ノ如クシテ順次ニ高キヲ追ヒ其ノ差額ヲ以テ座食シ日ヲ送ル者」も出た(同前、第九回(一九一六年六月—九月)三三—三三頁)。これに対して砲兵工廠など官業では「予算ニテ拘束セラレ居ルヲ以テ民間ノ賃銀ト競スル能ハズ」(同前、第一〇回(一九一六年一〇—十二月)労働三頁)、一六年前上期常備賃銀は前年同期に比べて六銭の減少となった(同前、第九回、三三—三三頁)ことから、労働者の確保が難しかったと報告されている。

- (16) 『時局ニ関スル調査報告』第六回(一九一五年十一月)一三三―三四頁。
 (17) 同前、第七回(一九一五年中)三八〇―一頁。なお、これについては中西前掲論文、八二―三頁に紹介されている。
 (18) 前掲『内外職業紹介業ニ関スル調査』一三八頁。
 (19) 農商務省『工場監督年報』各年による。
 (20) 職工募集について募集斡旋に関する規則を制定している府県はほとんど全国にわたっているが、このうち一九一五年現在で、県外者の募集活動を制限していたことが分るのは、青森、宮城、群馬、山梨、富山、石川、福井、和歌山、鳥取、島根、広島、宮崎、鹿児島であった(農商務省商工局『工場及職工ニ関スル府県令』一九一七年)。こうした規制は、一九二四年に労働者募集取締令が制定され、労働者の移動の自由を原則として承認するまで残っていた(木村清司『労働者募集取締令釈義』清水書店、一九二六年、五五―一九頁)。

(21) 東京職業紹介所の来所者(男子)の年齢別を、一九一三―一七、二〇―二一年についてみると、二〇―二九歳が五〇%前後で、これに一七年までは一五―一九歳及び三〇―三九歳が一五―二〇%となっていた。二〇―二一年には二〇歳未満が二―三%に激減し、その分、三〇歳以上が比率を増加させていた。また、教育水準については、高等小学校以上の学歴を有するものが五五%前後に達していた(前掲『内外職業紹介業ニ関スル調査』一三七―九頁および、『東京府職業紹介所紀要』一九二〇/二一年、二五―七頁)。

(22) 農商務省農務局『副業的季節移動労働力ニ関スル調査』一九二二年、によると、鹿児島では、大阪・北九州の各種工場や福岡・佐賀の炭坑への出稼者の賃銀は、他県の出稼者の賃銀と明確な格差があり、また紡績女工では賃銀水準に大きな格差は認められないが、愛知、新潟などからの出稼女工賃銀が一七―一八年に上昇するのに対し、鹿児島では一八―一九年にずれるなどの差があった。もちろん、こうした賃銀格差によって労働力移動を全て説明しうるわけではない。農村労働力の流出は全国一律に生じたわけではなかった。大戦期には広い範囲にわたって労働力流出がみられたとはいえ、それは、流出地域の農村構造、農業生産のあり方にも大きく影響されたことは否定できないからである。この点については第八章で論じられている。

(23) 「雇傭関係成立前の事情」(大阪市役所労働調査課『労働調査報告』第九輯、一九二一年、一七六―一八頁)。

(24) 一九一七年の職工五〇〇人以上工場と新設工場を対象とする調査では、朝鮮人労働者五七四人について府県・業種別などが判明する。全体の八五%が男子で、六八%が「新渡来者」であった。また、四六%が北海道・福岡などの鉱業に、二三%が広島・兵庫などの造船機械工業に、二三%が大阪・岡山・兵庫・広島の染織工業に就業していた(内務省警保局『各種工場

鉱山労働者状況調』四八丁)。朝鮮人労働者の募集には総督府の認可を必要とし、一七年以上期には認可申請二一件、募集人員男子四二二〇人、女子二二七〇人で応募決定は約二千人であった(前掲『時局ニ関スル調査報告』第一回、二頁)。なお、この時期以降の朝鮮人労働者の流入については、戸塚秀夫『日本における外国人労働者問題について』東京大学『社会科学研究』二五巻五号、一九七四年)を参照。これに対して日本人労働者の流出については、断片的ながら一八年以上期について「麻尼刺へノ入港船ノ如キハ毎便二三百人ノ内地労働者ヲ見ザルナキ状況ニテ今日已ニ『下バ』ニ一万人麻尼刺ニ二千人ノ本邦労働者アリ」(『時局ニ関スル調査報告』第一三回(一九一八年上期)二頁)との報告が残されている。

(25) 『時局ニ関スル調査報告』第一四回(一九一八年下期)労働一八頁。

(26) こうした労働力の移動は、労働力の地域分布にも影響を与え、とくに鉱山労働者については、一九一四―二〇年に坑夫数二万人以上、伸び率五〇%以上の道府県は、北海道、福岡、長崎、佐賀、福島の炭坑地帯をかかえる一道四県で、このうち、福島を除いて一七―二〇年にも坑夫数の大幅増加を示していた。これに対して、秋田、栃木などの金属鉱山県では、一七年まで増加したとはいえ、その後急減したために一四―二〇年に減少を記録するなど地域差があった。工場労働者については、大戦中の数値が得られないので同様の比較は困難であるが、一八年以降機械器具工業労働者数が減少したにもかかわらず、第三章(第14表)に明らかな通り、重化学工業の比重の高い県が高い増加率を示していたのである。このことは、とくに戦後ブーム期に鉱工業労働力の需要増大が西日本においてより激しかったことを意味しているように思われる。

(27) 前掲『時局ニ関スル調査報告』第一四回、労働三頁、第一六回(一九一九年下期)労働四頁。

(28) 前掲『副業的季節移動労働力ニ関スル調査』五三頁。

(29) 注26参照。なお、北九州では一八年下半年から小倉二師団のシベリア出兵の影響を受けて労働力不足が一層深刻化したと報告されている(前掲『時局ニ関スル調査報告』第一四回、労働二頁)。

(30) 大阪市の一二八工場についての「職工移動調査」では、一九年中に機械工業男子で雇入二万二七三三人、解雇二万四二二一人で、一五〇八人の解雇超過であった(前掲『時局ニ関スル調査報告』第一六回、労働三頁)。また、一九年中の年齢別労働者の増加率は、一二歳未満三八%、一一―一四歳一四%、一五―一九歳九・五%、二〇歳以上二・七%で、この点からも戦後ブームが成年男子労働力にとって需要増加に限界があったことが窺われる(『工場監督年報』一九一九年、七頁)。

(31) 『工場監督年報』一九一八年、三三―三五頁、同一九一九年、二二―二五頁。

(32) 念のため付言しておけば、労働力市場が労働側に有利であったことを否定するわけではない。ここで問題としているのは、

大戦初期に実質賃銀の上昇によってプームの恩恵を多少とも受けた工場労働者が、経営間を移動する消極的な抵抗から、一七
 年以降に体験した争議という組織的な抵抗へと、より高い賃銀と生活水準の改善を求める自らの要求の実現を託すことになっ
 たことなのである。

(33) 農商務省「工場労働者ニ関スル調査」(『工場監督年報』一九一八年付録)によると、紡績女工の勤続年数別比率は六カ月
 未満二九%、一年未満二二%、二年未満二〇%であった。これに対して製糸女工は順に一五%、一六%、二〇%で一年未満の
 累積比率で二〇%近いひらきがあった(二九六―一九頁)。

(34) この点については、兵藤劔『日本における労資関係の展開』東京大学出版会、一九七一年、二七〇―一九八頁、間宏『日本
 労務管理史研究』御茶の水書房、一九七八年、第四章などを参照。

(35) 『職工問題資料』(A一六三、A一六四号、一九一五年)には五〇社余の勤続年数調査の結果が公表されており、これによ
 ると、一九一〇年の農商務省調査に比べて「確かに著しく延長せることを認める」と結論づけられていた。

(36) 前掲『時局ニ関スル調査報告』第一四回、労働三―四頁は「労働者争奪ノ弊」として「一、経営者ヲシテ平時不必要ナル
 高キ募集費ヲ要セシメ、二、労働者ヲシテ自己ノ能力ヲ過信セシメ不当ノ労働条件ヲ雇主ニ向テ強要セシムル事、三、却テ勞
 働者ノ能率ヲ減少セシムル事、四、労働時間ノ延長少年労働者ノ使役等法規ニ違背スル行為ヲ醸成セシムル事等」を指摘し、
 具体例として「阪神地方ニ於ケル諸工場ニ於テハ……各会社共ニ職工ノ引留策ニ腐心シ速ク中国四國或ハ九州地方ニ迄モ社員
 ヲ派出シテ職工ノ募集ニ全力ヲ注ギ、そのため職工周旋料が五円前後、旅費等を含めた募集費が一人当り一五―二〇円に達
 した、と報告していた。また、「某炭坑ノ如キハ一ヶ月間ニ漸ク千二百人ノ坑夫ヲ募集シ得タルニ月末ニハ千二百五十名ノ転
 坑者ヲ出シ結局五十名ノ欠員ヲ生ゼシ」と報じられており、こうした激しい移動に企業経営が対応することの難しさを示して
 いた。

(37) 兵藤前掲書、三二六―九頁。

(38) 前掲『時局ニ関スル調査報告』第一三回、労働二頁。

(39) 前掲『時局ニ関スル調査報告』第一四回は、「同盟罷業」について「其原因錯綜シテ単ニ米価暴騰ノミニ帰スベカラズト
 雖モ米価及一般食料品ノ激騰ガ其原因ナリシハ否認スベカラザル所」と述べ、大戦プームのなかで「工業ノ中ニハ戦時特別ノ
 恩恵ヲ蒙リ大ナル利益ヲ収メタルモノアリ斯カル変態の過渡期ノ常トシテ労働者ニ対スル分配ノ不公平益々甚シキヲ加ヘ平
 素経営者ニ対シテ抱懐スル不満ト生活難トハ相合シテ賃銀増給及ビ其他種々ナル要求ヲ提出スルニ至リタリ」と報告していた

(労働六頁)。

(40) 若干の事例を補足しておく、神奈川県では絹織物工場で就業時間を二時間短縮して一四時間とした結果、女工一人一時
 間の生産量は〇・三五反から〇・四五反に上昇し、また綿織物工場でも一時間の時間短縮の結果、一日平均出来高が八・九二反
 から九・八四反に増加した(『工場監督年報』一九一六年、一三一―九頁)。大分県の製糸工場では一匁繰糸に必要な時間が
 一〇・二分から一七年には七・七分、一九年以降は六分台に低下した(『労働者保護法の工場生産能率に及ぼせる影響』『労働時
 報』一九二四年三月号)。

(41) 第三章第15表、第八章第5表は、本章第1図でいうA系列の推計と同一の統計を基礎としているので、B、C系列を重視
 する本章とは評価にズレが存在する。

(42) 実質賃銀の算出については本来ならば生計費を用いるべきであり、この時期の生計費についてはいくつかの試算も存在す
 る。例えば、「賃銀ニ関スル調査並ニ賃銀、生活費、及一般経済界ノ相関関係」(大阪市役所労働調査課『労働調査報告』第四
 輯、一九二〇年)や、上田貞次郎・井口東輔「日本に於ける生計費および実質賃銀」(『日本人口問題研究』第三輯)がある。

後者は森喜一『日本労働者階級状態史』三一書房、一九六一年、二六〇頁などにも利用されているが生計費の推計期間が短く、
 推計結果が消費者物価指数の動向と大きな差がないので、とりあえず第1図の方法によった。

(43) 一六―一七年の大阪鉄工所の数値には疑問があるが、理由は不明である。

(44) 三菱神戸造船所については、中西前掲論文(第II―2図、四八頁)に、第2図と同様の結果が示されている。

(45) この点については、西成田豊「第一次大戦中・後の財閥系造船企業の労資関係」(『一橋論叢』九〇巻三号、一九八三年)
 三九―四一頁参照。

(46) 東洋経済新報社編『日本の景気変動』一九三二年、上巻第三篇二三頁の深川正米平均相場による。

(47) 二村前掲論文、一〇三頁。要求内容別件数人員については前掲『労働統計要覧』二五二―五頁。

(48) 三菱合資会社『月報』六七号(一九一六年二月)造船七、一五頁。同七三号(一九一九年三月)一一五頁。

(49) 付加給の具体例としては大阪府の一七年一〇月の調査がある(『工場監督年報』一九一七年、一八一―二〇頁)。

(50) 兵藤前掲書、四七三―五頁。兵藤は「下層社会」からの離脱を一九二〇年代のことと指摘している。

(51) 注48に同じ。

(52) 注46に同じ。

- (53) 注39参照。なお米騒動については、井上清・渡部徹編『米騒動の研究』有斐閣、一九五九年を参照。
- (54) 国内市場拡大については第三章参照。なお第三章では、賃銀上昇の限界が強調されており、本章の評価とは多少差異がある。
- (55) 従来の研究は、この問題を必ずしも説得的に説明しえていないように思われる。例えば安田浩は「労働者階級が『下層社会』の一体性のなかに存在していたことが……『都市民衆騒擾』として現出させた条件の一つ」と述べているが、その論理によって米騒動を説明し得るとすれば、安田が大戦後半から都市下層の「所得の上昇を想定」し、「労働者諸層の状態の統一性」が強化されたことを強調する時期に、何故に「民衆騒擾」が現出しなかったかを説明しなければならぬはずであろう。
- (56) 女工賃銀については第四章第3表、第14表を参照、なお、紡織女工の実質賃銀が大戦前の水準に一八年まで低迷し、以後急騰したことは男工賃銀とは異なる特徴として注目しておかねばならない(第1図)。
- (57) 一九一五年の三菱合資の報告には、工業教育会宇野主事の説明として「近時一般知識ノ発達ニ伴ヒ身体ニ有害ナル紡績職工トナルヲ否ムノ風アリテ山間僻地ニ至ラザレバ応募者ヲ得ル能ハザルノ現状」とあり、募集効率の向上のため、募集人への依頼を廃して自家社員、さらには職工の父兄へ依頼するなどの方法を採用していたという(前掲『時局ニ関スル調査報告』第一〇回、労働一―二頁)。また、一九一七年七月の『大阪毎日新聞』の報道として女工の募集難が問題となり、「低廉なる賃銀に安んじて最も苦痛と罹病率との多い紡績業に従う女工が日に日に減少するのは又当然の事」と論評され、「地方の好況」と「地方片が出稼制限の方針を採った事」が不足に拍車をかけたことと伝えられていた(『日本労働年鑑』大原社会問題研究所、大正九年版、五八四頁)。
- (58) 資本家側が八時間労働制問題について動き出したのは、一九一八年八月上旬からで、とくに大阪を中心とする繊維工業界が反対の意見を強く表明していたが、労働者側では「何等の反対あるなく少数の団体では資本家に共鳴して八時間尚早説を出す」などの状況で、「時間問題よりも生存問題に捕はれて居た」と評されている(前掲『日本労働年鑑』大正九年版、二九一―三頁)。各種の意見については、同八五五頁以下参照。
- (59) 川崎争議については、同前書、九六一―一〇三頁参照。
- (60) 『工場監督年報』一九一九年、七〇―七四頁。
- (61) 同前、七〇頁。
- (62) 三菱合資会社労務審議会『調査報告六、八時間労働ニ関スル件』(東京大学経済学部所蔵) 一一三―一四丁。

- (63) この低賃銀層の賃銀引上げは、経営側の提案であったという。この点については中西前掲論文、一一二―一三頁参照。
- (64) 前掲『日本労働年鑑』大正九年版、二九三頁。
- (65) 三菱造船所は、所定労働時間九時間制を採用した(前掲、労務審議会『調査報告六』一四七丁)。
- (66) 同前、一一五―一六丁、付表。前掲『時局ニ関スル調査報告』第一六回、二四―五頁。
- (67) 別の調査による大阪市内職工収入は、男子では一九一七年七月末に四〇―一六〇銭が四四%で、六〇―一八〇銭二五%、四〇銭以下一三%となっていたのに対し、一九一九年七月には六〇―一八〇銭二六%、八〇―一〇〇銭二四%、一〇〇―一二〇銭一五%、一二〇―一五〇銭一〇%となっており、賃銀の分布が大きくなっていった(前掲『時局ニ関スル調査報告』第一六回、労働一―一頁)。川崎造船所の一九一八年争議で低賃銀層の増給が図られたことも、賃銀格差の拡大を反映したものと考えられる。
- (68) 兵藤前掲書、二八六、三二八頁。
- (69) 安田、前掲『日本帝国主義確立期の労働問題』一二八頁。
- (70) 本書第三章一三六―一八頁。原資料は、農商務省『時局ノ工場及職工ニ及ボシタル影響』一九一九年、五〇―一三頁。
- (71) 『工場監督年報』によると、一人当り貯蓄額は一八年末の一九円余から二〇年末には四四円弱に増加した。また、一九一七年の調査によると、大戦前との比較で上層の職工の生活費は大戦中に物価上昇による影響を被ったものの月収を超えることなく、大戦前に月二円(月収の五・六%)であった貯蓄金は、大戦後五円(同八・五%)に達していた。もちろん、中・下層の職工にそうした余裕はなかった(同書、一九一七年、一五一―一六頁)。
- (72) 市原博「第一次大戦後の産銅業労資関係の展開」(『歴史学研究』五二二号、一九八三年) 二四頁。
- (73) 兵藤前掲書、第二章。
- (74) 同前、四三―四九頁。
- (75) 『時局ニ関スル調査報告』第二二回(一九一七年下半年) 労働七頁。
- (76) 同前、第一三回、労働六頁。
- (77) 同前、第一四回、労働九頁。
- (78) 同前、第一六回、労働一頁。
- (79) 隅谷三喜男「工場法体制と労資関係」(隅谷編前掲書) 参照。なお、隅谷は「主従関係」を基底とする「工場法体制」が労働運動の活発化によって維持困難になり、「治警法と工場法」体制が出現する」と主張しているが、この両者が、ともに

労働者の組織と運動の原則的な否定の上に成立していたことは変らないと思われるし、後者の「基底」とされる「家族主義」の登場は、治警法の運用の変質とともに本格化したと考える方が妥当ではないかと思われる。

- (80) 上井喜彦「第一次大戦直後の労働政策」(労働運動史研究会編『黎明期日本労働運動の再検討』労働旬報社、一九七九年)。
 (81) 三和良一「労働組合法制定問題の歴史的位相」(安藤編前掲書)、安田、前掲「日本帝国主義確立期の労働問題」参照。
 (82) 恐慌後の労働力市場については閑説する余裕はないが、農商務省工場課の調査による月別の「全国職工需給状況」では、二〇年一―三月の雇入超過七万五千人に対し、五月以降一転して、五、六月とも四万人の解雇超過となった(『時局ニ関スル調査報告』第一七回(一九二〇年上期)三―六頁)。なお『工場監督年報』一九二〇年、二〇―三頁も参照。
 (83) 兵藤前掲書、三七七頁。
 (84) 同前、三七七―九三頁。
 (85) 『友愛新報』第二号、一九二二年(労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第三卷、東京大学出版会、二九八頁)。
 (86) 『東洋経済新報』五八四号、一九二二年(同前書、一七〇頁)。
 (87) 言うまでもなく、ここでの個人としての「市民的な」権利要求は、前述の「陛下の赤子」という表現に示されるように、天皇制国家の支配原理を根幹から否定するような性格のものではなく、権利要求としても限界が大きかったのである。
 (88) 鈴木文治「労働者自覚論」(『労働及産業』五六号、一九一六年、前掲『日本労働運動史料』第三卷、三二九―三三二頁)。
 (89) 鈴木文治「労働者に代りて天下に訴ふ」(『労働及産業』三九号、一九一四年、同前書、三三七頁)。

(武田晴人)